イ 2の審査基準日がある建設業者で平成17年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可(業種の追加を含む)を受けた者

ウ 民事再生法等の手続中の者

5 申請の方法

経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。

- 6 審査日に持参する書類
  - (1) 経営事項審査申請書(規則別記様式第25号の11)
  - (2) 経営事項審査添付書類
- (3) その他知事が別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
  - (1) 手数料

熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)第 2 条第 1 項第 114 号に規定する額

(2) 納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙(証紙)貼り付け書」に熊本県証紙を貼り付けて納付するものとする。

8 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知は、申請者に対し郵送する。

9 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

〒 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096 - 383 - 1111 (内線) 6020、6021

# 経営事項審査日程表

地 区	対象決算月		審 査 日	   <del>                                   </del>		
		月	日(曜日)	開始時間	┤審審・査・場・ 戸 │	
	10月決算法人	4	12(火)、13(水)	9時から	熊本県庁 13階会議室	
	11月決算法人	4	27(水)			
	個人、12月決算法人	5	17(火)、18(水)、31(火)			
		6	7(火)、22(水)			
	1月決算法人	6	23(木)			
	2月決算法人	6	29(水)			
熊本	3月決算法人	7	4(月)、5(火)、14(木)、15(金)、21(木)			
	4月決算法人	8	17(水)、18(木)			
	5月決算法人	9	8(木)、9(金)、22(木)			
	6月決算法人	10	12(水)、13(木)、18(火)、19(水)			
	7月決算法人	11	8(火)、17(木)			
	0 11 34 75 34 - 1	11	24(木)、25(金)、29(火)			
	8月決算法人	12	5(月)			
	9月決算法人	12	8(木)、15(木)、16(金)			
		1	11(水)、19(木)、20(金)			
	10~11月決算法人	4	19(火)	9 時から	宇城建設会館	
	個人、12月決算法人	5	19(木)			
		6	8(水) ※ 6月8日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、 5月19日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	8(水)			
宇 城	2~3月決算法人	6	30(木)			
	4月決算法人	8	25(木)			
	5月決算法人	9	13(火)			
	6月決算法人	10	4(火)、26(水)			
	7月決算法人	11	9(水)			
	8月決算法人	11	30(水)			
	9月決算法人	12	13(火)			
玉 名	10~11月決算法人	4	15(金)	9時から	玉名建設会館	
	個人、12月決算法人	5	10(火)			
		6	3(金) ※ 6月3日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、 5月10日か全部予約されてから予約すること。			
r. 70	1月決算法人	6	3(金)			
	2~3月決算法人	7	6(水)、22(金)			
	4月決算法人	8	23(火)			

地 区	対象決算月		審 査 日		審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
	5月決算法人	9	7(水)		
	6月決算法人	10	7(金)		
玉 名	7月決算法人	11	2(水)	9時から	玉名建設会館
	8月決算法人	11	18(金)		
	9月決算法人	1	18(水)		
	10~11月決算法人	4	21(木)		鹿本建設会館
	  個人、12月決算法人	5	24(火)	9 時から	鹿本建設会館
	個人、12月伏昇法人	6	14(火)、21(火) ※ 6月21日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、 5月24日、6月14日が全部予約されてから予約すること。		菊池建設会館
鹿 本	1月決算法人	6	21(火)		菊池建設会館
•	2~3月決算法人	7	12(火)、26(火)		
菊 池	4月決算法人	8	24(水)		鹿本建設会館
	5月決算法人	9	14(水)		
	6月決算法人	10	5(水)、24(月)		菊池建設会館
	7月決算法人	11	16(水)		鹿本建設会館
	8月決算法人	12	1(木)		<b>庇</b> 个 是 成 云 即
	9月決算法人	12	12(月)		菊池建設会館
************	10~11月決算法人	4	20(水)		
	個人、12月決算法人	5	20(金)	9時から	阿蘇建設会館
	1月決算法人	6	24(金)		
	2~3月決算法人	7	20 (水)		
阿蘇	4月決算法人	8	26(金)		
	5月決算法人	9	21(水)		
	6月決算法人	10	25(火)		
	7月決算法人	11	15(火)		
	8~9月決算法人	12	6(火)		
	10~11月決算法人	4	18(月)		
		5	11(水)		•
	個人、12月決算法人 	6	1(水) ※ 6月1日は、1月次算法人が優先。個人、12月次算法人は、 5月11日が全部予約されてから予約すること。		
1. 36 44	1月決算法人	6	1(水)	9時から	矢部建設会館
上益城	2~3月決算法人	7	13(水)		
	4~5月決算法人	8	31(水)		
	6月決算法人	9	30(金)		
	7~8月決算法人	11	21(月)		
	9月決算法人	12	7(水)		İ

地区	対象決算月		審 査 日		幸 本 坦 部
		月	日(曜日)	開始時間	審査場所
	10~11月決算法人	4	14(木)		
	個人、12月決算法人	5	25(水)		
		6	2(木)、15(水) ※ 6月15日は、1月液算法人が優先。何人、12月決算法人は、 5月25日、6月2日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	15(水)	9時から	八代建設会館
	2~3月決算法人	7	27(水)		
八代	4月決算法人	8	30(火)		
	5月決算法人	9	6(火)		
	6月決算法人	10	6(木)		
	7月決算法人	11	1(火)		
	8月決算法人	11	22(火)		
	9月決算法人	1	12(木)		
	10~11月決算法人	4	22(金)	9 時から	人吉建設会館
	個人、12~1月決算法人	6	9(木)、10(金)		
芦 北	2~3月決算法人	7	1(金)		芦北建設会館
	4~5月決算法人	9	15(木)、16(金) ※ 9月15日、16日の予約をする繋は、原則として、 4月決算法人が15日、5月決算法人が16日に予約すること。		
球磨	6月決算法人	10	20(木)、21(金)	1	人吉建設会館
	7月決算法人	11	4(金)	]	芦北建設会館
	8月決算法人	12	9(金)		i +-74=0 ∧ &>
	9月決算法人	1	13(金)	1	人吉建設会館
	10~11月決算法人	4	25(月)		
	to the state of th	5	12(木)、13(金)、26(木)、27(金)		
	個人、12月決算法人 	6	※ 6月17日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、 16(木)、17(金) ※ 6月17日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、 5月12日、13日、26日、27日、6月16日が全部予制 されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	17(金)		!
天 草	2~3月決算法人	7	7(木)、8(金)	10時から	天草建設会館
	4月決算法人	8	19(金)	(= 40 = 40=)	
	5月決算法人	9	1(木)、2(金)	5/13, 5/27 6/17, 7/ 8	
	6月決算法人	10	14(金)	9/2、11/11は9時から	
	7月決算法人	11	10(木)、11(金)		
	8月決算法人	12	2(金)		
	9月決算法人	1	17(火)		

## E	対象決算月		審 査 日			ster at 18 ar
地区			月	日(曜日)	開始時間	審査場所
	10~12月決算法人		4	26(火)		熊本県庁 13階会議室
	1~2月決算法人		6	28(火)		
	3月決算法人		7	28(木)、29(金)	10時から	
大 臣	4月決算法人		8	29(月)		
	5月決算法人		9	28(水)、29(木)		
	6~7月決算法人		10	27(木)、28(金)		
	8月決算法人		11	28(月)		
	9月決算法人		12	14(水)		:
	平 成 受審要件を満たす者 18 年	平成	3	9(木)	10時から	別途指定する 場所
予備日		18				
		+ [				

#### 熊本県公告第 117 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営東松尾地区土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - 変更後の県営東松尾地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所 熊本市役所

#### 熊本県公告第 118 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営北谷尾崎地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - 変更後の県営北谷尾崎地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所 熊本市役所

#### 熊本県公告第 119 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大矢野北部地区土地改良事業(農業用道路)の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称 変更後の県営大矢野北部地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し

- 2 縦覧期間
  - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所 上天草市役所

#### 熊本県公告第 120 号

甲佐町長宮本格から協議のあった田口地区土地改良事業(農業用道路)計画の変更については、平成17年2月7日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - 変更後の田口地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所 甲佐町役場

## 熊本県公告第 121 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営上地区 土地改良事業(農業用用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水)の計画を変更した ので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事 業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営上地区土地改良事業(農業用用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水)計画書の写し

- 2 縦覧期間
  - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
  - あさぎり町役場

\_\_\_\_\_

#### 熊本県公告第 122 号

平成 16 年 11 月 15 日付けで熊本市長 幸山政史から協議のあった内田地区土地改良事業 (農業用用排水施設)計画の変更については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 17 年 2 月 4 日付けで同意した。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 登載依頼

#### 熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。 平成17年2月14日

熊本県社会福祉審議会

1 開催日時

平成 17 年 2 月 23 日 (水)

午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園 28 番 51 号

熊本テルサ3階 「たい樹」

- 3 議題
  - (1) 専門分科会の開催状況について
  - (2) 平成16年度社会福祉関係主要事業について
  - (3) 平成17年度社会福祉関係主要事業案について